

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB学校法人（以下「事業場」という。）に雇用され、大学教授として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場から自宅へ帰る途中、乗車した路線バスが乗用車と接触事故を起こし、バスが急に止まったはずみで右肩を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、翌〇日、C整形外科に受診し、「右肩関節唇損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）とされた。
- 3 平成〇年〇月、当該バスの運転手、同バスを運行していたD会社（両者を併せて、以下「第二当事者」という。）及び同社の加入するE会社（以下「保険会社」という。）は、治療費などを請求人に対して支払うことを約し、請求人は、「損害賠償に関する承諾書（免責証書（人身用）」）」（以下「免責証書」という。）に署名押印後、第二当事者及び保険会社宛てに提出した。

その後、請求人は右肩の痛みが悪化したとして、同年〇月〇日、F医療センターに受診し、「右肩関節唇損傷」の傷病名で療養を開始した。

- 4 本件は、請求人が療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人と第二当事者との示談が真正に成立し、損害の全部の填補を目的としていると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、保険会社から支払われた治療費の損害分はC整形外科での治療を終えたとして支払われたもので、治療が再開できるものと思っていたことから、請求人の治療費に係る損害については、示談によって解決されているとはいえず、したがって、損害の全部の填補を目的とする真正な示談が成立しているとの判断は誤りである旨を主張する。

(2) 請求人の主張について改めて一件記録を精査したが、請求人は示談に係る免責証書に署名押印しており、当該免責証書の記載内容を勘案すると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、示談は真正に成立しているとは判断するものである。

(3) また、免責証書には、請求人、第二当事者及び保険会社の間において、合意事項の履行をもって、その余の請求を放棄し、合意された金額以外に何らの権利・義務関係のないことを確認する旨明記されており、決定書理由に説示のとおり、示談は本件災害に係る損害の全部の填補を目的としているとは判断することが相当である。

(4) したがって、損害の全部の填補を目的とする真正な示談が成立しているとして本件請求に係る療養給付について支給しないとした監督署長の判断は、妥当

であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。